

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 1 貸渡人株式会社アルゴ（以下「当社」といいます）は、この貸渡約款及び約款第35条に定める細則（以下「約款等」といいます）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、約款等の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。この特約において約款等と異なる事項を定めた場合には、当該特約の定めが約款等に優先して適用されるものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

- 1 借受人は、レンタカーを借り受けるに当たって、約款及び別に定める料金表等に同意の上、当社指定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の備品及びキャンプ用品等のレンタル用品（以下備品と併せて「備品等」といいます）の要否、並びにその他の借受条件（以下「借受条件」といいます）を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、当社は、借受人が書面によらずに予約の申込みを行った場合、当該予約内容と実際に相違があったときでも、責任を負わないものとします。
- 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

第3条 (予約の変更)

- 1 借受人は、レンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます）の締結前に、前条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 借受人は、前項の変更を2回以上行う場合、1回の変更につき別に定める予約事務手数料を支払うものとします。

第4条 (予約の取消し等)

- 1 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
- 2 借受人が、予約した借受開始日時を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは、当社が特に認めた場合を除き、予約が取り消されたものとみなします。
- 3 前2項により予約が取り消された場合、借受人は、別に定める予約取消手数料（キャンセル料）を直ちに当社に支払うものとします。
- 4 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人又は当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。

第5条 (代替レンタカー)

- 1 当社は借受人が予約した車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないとき、当該予約の内容と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを、申し入れることができるものとします。
- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除いて予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が、予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3 借受人は、本条第1項の申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第6条 (免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、約款等に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条 (予約業務の代行)

- 1 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社（以下「代行業者」といいます）において、約款第2条に定める予約を申し込むことができます。
- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、当該代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとし、予約の変更については、当該代行業者を通じて当社の承諾を得なければならないものとします。

第3章 貸渡し

第8条（貸渡契約の締結）

- 借受人は、借受条件を明示し、当社は、約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が約款第9条第1項各号若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
- 当社は監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原簿）及び約款第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます）の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、当社に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示するとともに、その写しを提出するものとします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2. (10)及び(11)のことをいいます。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
- 当社は貸渡契約の締結に当たり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求めるとともに、提出された書類の写しを取ることがあります。
- 当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
- 当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し貸渡料金、別に定める備品等使用料及びその他別に定める料金（これらを併せて以下「貸渡料金等」といいます）の支払につき、現金又はクレジットカードによる支払を求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

- 借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結することができません。
 - 借り受けるレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当社に対して運転免許証を提示せず、若しくはその写しを提出しないとき
 - 酒気を帯びていると認められるとき

- 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
 - チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させようとするとき
 - 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者その他反社会的組織に属していると認められたとき
 - 当社との取引に関し、当社の従業員又はその他の関係者に対して、暴力的行為を行い、合理的範囲を超える負担費用を要求し、又は暴力的言辞を用いたとき
 - 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき
 - 約款等に違反する行為があったとき
 - その他、当社が不適当と認めるとき
- 借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当する場合又は貸し渡すことができる自動車がない場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - 予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき
 - 約款第8条第3項から第5項の求めに応じないとき
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金等その他当社に対する債務の支払を滞納した事実があるとき
 - 過去の貸渡しにおいて、約款第17条各号に掲げる行為があったとき
 - 過去に貸渡しにおいて、約款等又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき
 - その他別に定める条件を満たしていないとき
 - 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたにもかかわらず貸渡契約が締結されなかったときは、当社が前2項各号に該当する事実を把握した時点において当該予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、別に定める予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

- 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金等を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。
- 前項の引渡しは、約款第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

- 貸渡料金とは、基本料金をいうものとし、当社はその額又は計算根拠を別に定める料金表に明示します。

- 2 前項に定める基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局長（地方運輸支局長）に届け出て実施している料金によるものとします。なお、約款等に定める予約を完了した後に貸渡料金を改定した場合であっても、予約時に適用した料金表に定める価格を貸渡料金とします。

第12条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、あらかじめ当社の承諾を得なければ、借受条件を変更することができない。

第13条（点検整備及び確認）

- 1 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備をしたレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び備品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 3 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
- 4 チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

第14条（貸渡証の交付、携帯等）

- 1 当社はレンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます）、前項の交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に告知し、当社の指示に従うものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条（管理責任）

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーの使用時、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款等、取扱説明書を厳守し、レンタカーを使用するものとします。

第16条（常点検）

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）を定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し、又は約款第13条の貸渡証に記載された運転者及び当社が承諾した者以外に運転させること
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる行為をすること
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを、各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車のけん引若しくは後押しに使用すること
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
- (7) 飲酒運転を行うこと
- (8) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーの車内において喫煙すること
- (9) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること
- (10) レンタカーを日本国外に持ち出すこと
- (11) 当社の承諾を得ることなく、撮影又はイベント等にレンタカーを使用すること
- (12) レンタカーが自動二輪車の場合は、2人乗りを行うこと
- (13) その他借受条件に違反する行為をすること
- (14) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーに装備されているカーナビ、オーディオ及びその他装備品を取り外して車外に持ち出し、又は車載工具、車載部品等を当該レンタカー以外に用いること。
- (15) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーにペットを同乗すること。

第18条（違法駐車の場合の措置）

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関して道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署へ出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付するとともに、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3 借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過した場合は、借受人は当該超過部分について別途約款第21条に準じて延長料金等を支払うものとします。
- 4 当社は、本条第2項の指示を行った後、当社の判断により、違法処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、借受人又は運転者が違反を処理していない場合には、違反の処理が完了するまで借受人又は運転者に対して繰り返し当該指示を行なうものとします。また、借受人又は運転者が当該指示に従わない場合は、当社は何らかの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の所定の文書（以下「自認書」といいます）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 5 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行なうほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4条第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 6 当社が、道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受けて放置違反金を納付した場合、又は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの移動、保管、引き取り等に要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は、当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払うものとします。なお、借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が反則金を納付し、又は公訴を提訴されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は還付を受けた放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

- 7 当社は前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が、当社が指定する期日までの前項の請求額を支払わないときは、以後の借受人又は運転者に対するレンタカーの貸渡しを拒絶することができるものとします。

第5章 返還

第19条（返還責任）

- 1 借受人又は運転者は、レンタカー及び備品等を借受期間満了時までまでに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、当該違反が天災その他の不可抗力に起因する場合を除き、借受期間満了時からレンタカー及び備品等を返還するまでの期間に対応する貸渡料金等相当額を当社に支払うものとします。また、前項の規定に違反したことにより当社が損害を受けた場合は、借受人はその損害の一切を賠償するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタカー及び備品等を返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条（返還時の確認等）

- 1 借受人又は運転者は、ガソリン等の燃料を補充の上、当社立会いのもとにレンタカー及び備品等を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗・劣化した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。なお、ガソリン等の補充は、約款第22条第2項に定めるとおり、燃料清算金を支払うことで代替することができるものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還に当たって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタカーの返還後においては、遺留品の保管等について一切の責任を負わないものとします。

第21条（借受期間延長時の料金）

- 1 借受人又は運転者は、約款第12条第1項により借受期間を延長したときは、別に定める延長料金を、レンタカー返還時に当社に支払うものとします。
- 2 借受人又は運転者は、やむを得ない事由により借受期間を延長する場合は必ず返還期間内に出発営業所に連絡して承諾を得なければなりません。借受人は、承諾を得ること

なく借受期間を超過し、返還した場合は、前項に定める延長料金のほかに、違約金（金10万円）を支払うものとします。

第22条（清算）

- 1 借受人又は運転者は、レンタカー返還時に延長料金等の未清算金（以下「未清算金」といいます）がある場合には、当該未清算金を直ちに当社に支払うものとします。
- 2 レンタカー返還時にガソリン等の燃料が未補充の場合、借受人又は運転者は、使用中の走行距離に応じて別に定める換算表により算出した金額（以下「燃料清算金」といいます）を、直ちに当社に支払うものとします。

第23条（不返還となった場合の措置）

- 1 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカー及び備品等を返還せず、かつ、当社の返還請求に応じない等、レンタカー又は備品等が不返還になったと認められるときは、民事、刑事上の法的処置を講じるものとします。
- 2 当社は、前項に該当するときは、レンタカー及び備品等の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動作等を含む必要な措置を講じることがあります。
- 3 本条第1項に該当する場合、借受人又は運転者は、借受期間満了時から当社がレンタカー及び備品等を回収するまでの期間に対応する貸渡料金等相当額を当社に支払うとともに、約款第28条の定めにより当社に生じた損害（レンタカーの検索及び回収、並びに借受人又は運転者の探索に要した費用を含みます）について賠償する責任を負うものとします。
- 4 当社は、借受人又は運転者が借受期間満了日から起算して3日以上、レンタカーの返還もなく、借受人又は運転者と連絡がつかない場合は、借受人又は運転者によりレンタカーの盗難があったものとみなします。この場合は、所轄警察署へ盗難届を提出するものとします。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第24条（事故発見時の措置）

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

- 2 借受人又は運転者は、前項に定める異常又は故障が借受人又は運転者の故意若しくは過失による場合は、約款第28条の定めにより当社に生じた損害（レンタカーの引取り及び修理に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとします。
- 3 レンタカーの故障等が借受人に対する貸渡し前に存した瑕疵による場合は、当社は借受人に対して代替レンタカーの提供を行うものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないとき、又は当社が代替レンタカーの提供が行えないときは、貸渡契約を終了させるものとし、当社は、受領済の貸渡料金等から、貸渡しから貸渡期間終了時までの期間に対応する貸渡料金等を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

第25条（事故発生時の措置）

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、以下の各号に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと
 - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと
 - (3) 事故に関して当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受け
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理及び解決するものとします。
- 3 当社は、借受人又は運転者のための事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、以下の各号に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること

第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 1 使用中において事故、盗難その他の事由（以下「事故等」といいます）によりレンタカーが使用できなくなったとき（道路運送車両法等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます）は、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、約款第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品等を当社に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の場合、未清算金又は燃料清算金があるときは、約款第5章の定めにより直ちにこれを当社に支払うとともに、約款28条の定めにより当社に生じた損害（レンタカー引取り及び修理等に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。
- 3 事故等が借受人又は運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金等から、貸渡しから貸渡契約終了時までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について、当社に対して、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条（賠償及び営業補償）

- 1 借受人又は運転者は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人又は運転者の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。
- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるレンタカー又は備品等の故障・汚損・臭気等により当社がそのレンタカー又は備品等を利用できないことによる損害については、別に定める営業補償として、借受人又は運転者は当社に対して損害賠償金を支払うものとします。
- 3 借受人又は運転者は、約款第17条第7号（飲酒運転の禁止）に違反して、事故を起した場合は、いかなる理由によってもその責任を免除されず、当社に対して違約金として金30万円を支払うものとします。なお当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第29条（保険）

- 1 使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約に基づき、以下特記事項に記載する限度（以下「補償限度額」といいます）内の保険金が支払われます。なお、借受人又は運転者が独自に加入する損害保険契

約により、レンタカーに係る事故の補償が可能な場合は、当社のレンタカーに関する損害保険契約に優先して適用します。

【補償限度額】

1. 対人保険：1名につき 無制限
 2. 対物保険：1事故につき 無制限（免責額10万円）
 3. 搭乗者保険：1名につき 3,000万円
- 2 保険約款に定める免責事由に該当する場合は、本条第1項に定める保険金は支払われません。
 - 3 保険金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額借受人又は運転者の負担とします。
 - 4 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
 - 5 本条第1項又は第2項の免責額は、借受人又は運転者の負担とします。
 - 6 公道以外での走行（サーキット場など）、悪路の走行、自動車レースでの走行など無謀運転での過失は保険補償の対象外となることがあり、借受人又は運転者の全額負担となることがあります。

第8章 解除

第30条（貸渡契約の解除）

- 1 当社は、借受人又は運転者が使用中に約款等に違反したとき、又は約款第9条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せずに貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、借受人又は運転者は、約款第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品等を当社に返還するとともに、未清算金又は燃料清算金があるときは、直ちにこれを当社に支払います。
- 2 前項の場合は、当社の受領済の貸渡料金等の一切を借受人に返還しないものとします。

第31条（同意解約）

- 1 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て、別に定める解約手数料を支払った上で、貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金等から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金等を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、解約手数料のほか、未清算金又は燃料清算金があるときは、約款第22条の定めより、これらを直ちに当社に支払うものとします。

第32条（相殺）

当社は、約款等に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができます。

第33条（消費税）

借受人又は運転者は、約款等に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含みます）を当社に対して支払うものとします。

第34条（遅延損害金）

借受人又は運転者は、約款等に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第35条（細則）

- 1 当社は、約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。
- 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第36条（動態管理及び自動車運転録画）

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーに全地球測位システム（GPS機能）及び自動車運転録画システム（ドライブレコーダー）が搭載されている場合があり、借受人又は運転者の現在位置、運転経路、運転状況等が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾するものとします。
 - (1) レンタカー及び貸渡契約の管理のため、借受人又は運転者の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合
 - (2) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合
- 2 借受人又は運転者は、前項の全地球測位システム（GPS機能）及び自動車運転録画システム（ドライブレコーダー）によって記録された情報について、当社が法令上の根拠に基づく開示請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判所、捜査機関若しくは行政機関から開示請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該開示請求及び開示命令に

応じるのに必要な限度において開示されることがあることを異議なく承諾するものとし
ます。

第37条（個人情報の取扱い）

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は以下のとおりです。下記利用目的に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

- (1) レンタカー事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため
- (2) 借受人又は運転者にレンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため
- (3) 借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため
- (4) レンタカー、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービス、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、Eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者に御案内するため
- (5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため
- (6) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため

第38条（合意管轄裁判所）

約款等に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条（附則）

約款は、 年 月 日から施行します。

以上